

IR（統合型リゾート）に関する広報映像制作業務委託 受託候補者特定に係るプロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 IR（統合型リゾート）に関する広報映像制作業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要等
- （2）プロポーザルの手続き
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- （1）業務実績
- （2）当該業務の実施体制
- （3）当該業務に関する具体的な提案
- （4）その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）業務内容の理解度
 - （2）提案内容の優良度
 - （3）業務遂行の安定性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- （1）評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- （2）ヒアリング
- （3）提案書の評価
- （4）評価の集計及び報告

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。

委員長 政策局総務課長

副委員長 都市整備局企画課長

委員 文化観光局企画課横浜プロモーション担当課長

政策局政策課担当係長

政策局国際園芸博覧会招致推進課担当係長

政策局基地対策課担当係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策局第3入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、選定委員会と言う）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

（1） 評価委員の採点が適正に行われたこと。

（2） 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

（3） 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

（4） 特定、非特定結果通知書に記載する理由

（5） その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年10月24日から施行する。